

事務連絡
令和4年10月13日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

遠隔医療設備整備事業にかかる令和5年度交付要綱の見直しについて

平素より、厚生労働行政につきまして、格別のご理解賜り厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、デジタル庁を中心に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）」に基づく取組を進めているところです。また、デジタル庁では、安全で便利なデジタル社会を構築するため、デジタル社会の基盤としてマイナンバーカードの普及を進めているところ、令和5年度概算要求において、デジタル田園都市国家構想交付金に関して、マイナンバーカードの普及状況等を評価することを検討することとしています（参考1）。

当省の遠隔医療設備整備事業についても、遠隔病理診断、遠隔画像による診断及び助言、在宅患者に対する遠隔診療の実施に必要なコンピュータ機器、通信機器等の設備整備に対する財政支援を行うことができるよう、令和5年度概算要求では、引き続き必要な予算額を要求しているところ（別添1）、令和5年度からは、マイナンバーカードを活用した取組（※）が積極的に実施されるよう、申請医療機関におけるオンライン資格確認等システムの導入状況に応じて補助を行うなど医療施設等設備整備費補助金交付要綱の見直しを検討していますので、予めご承知おきください。

※マイナンバーカードを活用した取組の例

オンライン資格確認等システム（マイナンバーカードの健康保険証利用）により、

- ・医療機関等の窓口で、患者の直近の資格情報等の確認
- ・医療機関・薬局で特定健診等情報、薬剤情報及び診療情報の共有・閲覧
- ・患者本人はマイナポータルで特定健診等情報、薬剤情報及び診療情報の閲覧が可能。

オンライン資格確認等システムについては、今後のデジタル社会において、医療機関等が患者の医療情報を有効に活用して、安心、安全でより良い医療を提供していくためのデータヘルスの基盤となるものです。

医療機関においてオンライン資格確認等システムの導入が推進されるよう、各都道府県におかれましては、管内医療機関に周知をお願いいたします（参考2）。

遠隔医療設備整備事業

令和5年度概算要求額 4億円 (4億円) ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

補助率：2分の1

補助実績：平成30年度：5か所 28,708千円 令和元年度：6か所 23,054千円

令和2年度：8か所 27,634千円 令和3年度：16か所 105,383千円

(参考1) 令和5年度概算要求の概要 「デジタル田園都市国家構想交付金」

※デジタル田園都市国家構想及び地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会(令和4年9月21日)資料2より抜粋

1. デジタル田園都市国家構想実現に向けた総合的な支援

「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要

- ※ マイナンバーカードの普及促進等
 - 「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、マイナンバーカードの普及の状況を交付金による支援に際して、評価することを検討する。その具体的な内容については、以下の考え方を基本とし、検討を進める。
 - ・ 全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組(従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金のType2/3や、従来の地方創生推進交付金のSociety5.0タイプ)については、「現状交付率全国平均以上かつ全住民への交付を目標として掲げていること」を交付金の申請条件とする。
 - ・ 他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用したデジタル実装の取組(従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金のType1及び地方創生テレワークタイプ)や、従来の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金のうちデジタル実装のための計画策定、開発・実証等を主内容とするものについては、交付金の採択に当たって交付率を勘案する。

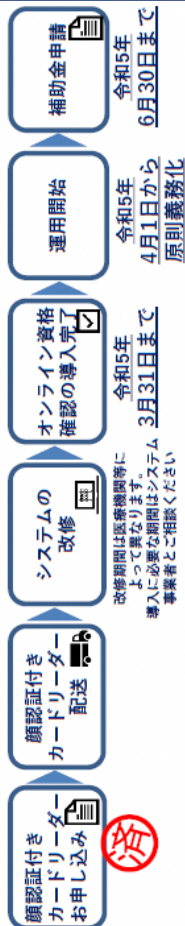
<参考>

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)
 - 第2章 新しい資本主義に向けた改革
 - 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
 - (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資
 - 2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。
 - ・ デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)
 - 第3章 各分野の政策の推進
 - 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
 - (2) マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- 【具体的取組】
- (e) マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況を踏まえたデジタル田園都市国家構想交付金の検討
 - ・ **マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する。**
(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁国民向けサービスグループ「デジタル田園都市国家構想検討チーム」)

(参考2) オンライン資格確認未導入・未申込医療機関等へ送付しているリーフレット

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限が増額！ 是非お早めにシステム事業者へご相談ください

- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。
原則義務化まで残り半年を過ぎました。是非早期にシステム事業者へのご連絡をお願いします。



「導入事例紹介特設サイト」では、オンライン資格確認の導入に係る各医療機関・薬局の実際の声を紹介中！
詳細は「導入事例紹介特設サイト」へ！

- ✓ オンライン資格確認導入後のイメージ
 - ✓ 業務の内容や流れの変化
 - ✓ 導入して感じたメリット
- …等、実際に運用してみたトピックが盛りだくさん！
ポータルサイトからもアクセスできます！



オンライン資格確認 導入事例 検索

オンライン資格確認導入に関する
手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

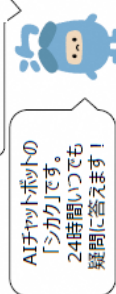
ポータルサイトでできること

- ・オンライン資格確認利用申請
 - ・補助金申請
 - ・『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダーの一覧も掲載しています

お問合せ先：オンライン資格確認コールセンター

contact@iryohokenjyoho-portal-site.jp

0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00



AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます！

AIチャットボット「シカク」



オンライン資格確認の原則義務化に向けた
ライブ配信の動画も公開中！

医療機関ポータル 検索

顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限増額中！
運用開始に向け、是非お早めにシステム事業者へご相談ください

詳しくは中面をご覧ください。



Change, Challenge, Chance
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです

✓ オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の閲覧が可能に！

✓ さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて システムベンダーへお早めにご相談し、是非早期運用開始いただきますようお願いいたします

オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いいたします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。
まずは、システム事業者へご相談いただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

令和4年6月6日以前のお申し込みの方も 令和5年1月末までに運用開始いただくと 補助金の上限額が増額となります

- 令和3年4月1日～令和4年6月6日の間に顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方は、補助内容が[A]となりますが、**令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始**した方は、[A]の従来の補助額上限に加え、[B]の補助額上限引き上げ後の補助額との差額を補助します。（補助金交付済の施設を除く）
- 令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただき、システム事業者と契約を結んだ方は、補助内容が[B]となり、従来より補助金上限額が増額となります。令和5年3月末までにオンライン資格確認の導入完了となる必要があります。

顔認証付きカードリーダーの取組時期	精算			大子電子薬局	診療所/薬局 (大子電子薬局以外の)
	1台導入の場合	2台導入の場合	3台導入の場合		
システム改修費用等の補助対象（※1）	105万円 事業額の210.1万円 その1/2を補助	100.1万円 事業額の200.2万円 その1/2を補助	95.1万円 事業額の190.3万円 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に その1/2を補助	1台無償提供 32.1万円 事業額の42.9万円 を上限に その3/4を補助
対象（※2）	210.1万円(※2) 事業額の420.2万円 その1/2を補助	200.2万円(※2) 事業額の400.4万円 その1/2を補助	190.3万円(※2) 事業額の380.6万円 その1/2を補助	同上	事業額の42.9万円(※2) を上限に 実質補助

※1 システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読み取り機器等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトビュー、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（別開票分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税込を含む額用）

※2 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーをお申し込み込んだ医療機関・薬局については、[B]の補助金上限額（ただし、大子電子薬局の上限額は42.9万円）まで実質補助

医療機関等向けポータルサイトにアカウント未登録の方は 登録をお願いします

- 令和4年7月3日時点でアカウント未登録の方には、令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送しています。郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。（下記に記載）までお問い合わせいただくか、医療機関向けポータルサイトから再発行申請のお手続きをお願いします。
(<https://shinsei.iroyohokeniyoho-portal.site.jp/pc/enquete/reissue/>)



顔認証付きカードリーダー お申し込みいただくことなどで補助金上限が増額！ 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みください

- 令和5年4月からのオンライン資格確認システムの導入、原則義務化に間に合うように準備をお願いします。
- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。
計画的な導入のため是非早期の顔認証付きカードリーダーのお申し込みをお願いします。



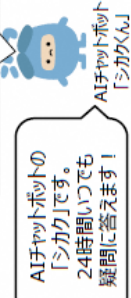
顔認証付きカードリーダーは、5種類からお選びいただけます



オンライン資格確認導入に関する 手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請
- 『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダの一覧も掲載しています
- お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター
contact@iroyohokeniyoho-portal.site.jp



オンライン資格確認の原則義務化に向け、
ライブ配信の動画も公開中！



☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いづれも祝日を除く）土 8：00～16：00

医療機関ポータル

検索

顔認証付きカードリーダー
未申し込みの医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

運用開始に向け、早期にカードリーダーのお申し込みを！
上限増額中の補助金をお受け取りいただくために、
是非お早めにカードリーダーをお申し込みください。

詳しくは中面をご覧ください。



Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです

✓ オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の確認が可能に！

✓ さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただきますようお願いいたします

オンライン資格確認の原則義務化について

必ず、年度内にご対応いただくようお願いいたします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。**是非お早めにシステム事業者にご相談いただくとともに、顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。**（顔認証付きカードリーダーの概要については、裏面をご確認ください）

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

顔認証付きカードリーダーの

お申し込みにより補助金の上限額が増額となります

令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方が対象です（下表【B】）。令和5年3月末までに、オンライン資格確認システムが導入完了となる必要があります。

	補助上限額の区分	病院	大型電子エー 薬局	診療所/薬局 (大型電子エー 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供
システム 改修費用 等の補助 対象(※)	増額前の補助 上限額	1台導入の場合 105万円 事業額の210.1万円 を上限に、 その1/2を補助	2台導入の場合 100.1万円 事業額の200.2万円 を上限に、 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助
	増額後の補助 上限額	210.1万円 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	200.2万円 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	32.1万円 事業額の64.2万円 を上限に、 その3/4を補助 → 42.9万円 事業額の85.8万円 を上限に、 その1/2を補助 実質補助

※ システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトセンター、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（購買費分（10%）を補助対象であり、上記の上限額は、消費税率を含む補助額）